

需要喚起キャンペーン事業（Go Toイベント事業）給付金給付規程

（通則）

第1条 需要喚起キャンペーン事業（Go Toイベント事業）給付金（以下「給付金」という。）の給付については、この給付規程に定めるところによる。

（目的）

第2条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により甚大な影響を受けたイベントを対象として、消費者に対して給付金を給付することで、イベント業界全体の需要喚起及び「新しい生活様式」に適応した事業活動の推進と定着を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 本給付規程において「イベント」とは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化芸術やスポーツに関する行事等であって、国内で不特定かつ多数を対象にして有償で消費者に対して提供されるものをいう。

なお、オンライン開催等の「新しい生活様式」に対応した形式のものも含むこととする。

- 2 本給付規程において「主催者等」とは、イベントの主催者、興行主、運営者等をいう。
- 3 本給付規程において「チケット販売事業者等」とは、イベントで使用可能な入場券等又は入場券等に引換可能なバウチャー等のチケット（以下「チケット」という。）をインターネット経由等で販売できるシステムを用いて、主催者等から委託を受けてチケットを販売する者又は自らが主催者等であるイベントのチケットを販売する者をいう。
- 4 本給付規程において「本事業」とは、需要喚起キャンペーン事業（Go Toイベント事業）をいう。
- 5 本給付規程において「事務局」とは、本事業の事務局をいう。
- 6 本給付規程において「申請者」とは、第5条に定める意味を有する。
- 7 本給付規程において「申請者等」とは、申請者、チケット販売事業者等及び主催者等を意味する。
- 8 本給付規程において「申請情報」とは、第7条第2項各号に定める情報を含む事務局が定める申請に必要な情報をいう。
- 9 本給付規程において「会計課長」とは、経済産業省大臣官房会計課長をいう。
- 10 本給付規程において「規程等」とは、本給付規程及び、その他会計課長又は事務局が定める本事業に関する要領、規程、規約、マニュアル及び契約その他の文書をいう。
- 11 本給付規程において「不正受給」とは、偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請情報に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、申請情報に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受

給には該当しないものとする。

- 1 2 本給付規程において、「不正転売」とは、別途事務局が認める以外の方法で、申請者が購入した本事業の対象となるチケットを転売することをいう。
- 1 3 本給付規程において「受領委任契約」とは、第10条第2項第1号に定める意味を有する。
- 1 4 本給付規程において「受領再委任契約」とは、第10条第2項第2号に定める意味を有する。
- 1 5 本給付規程において「実績等」とは、申請者が購入したチケットのイベントが現に実施された実績を含む、給付金額を確定させるために必要な実績等をいう。

(事務局の設置)

第4条 経済産業省は、第2条の目的を達成するため、事務局を設置し、給付に必要な事務を事務局が行う。

(給付の対象)

第5条 給付金は、令和3年1月31日(予定)までに実施されるイベントのうち、事務局が定める方法により登録されたイベントのチケットを、事務局が定める方法により登録されたチケット販売事業者等を通じて購入し、かつ給付金の申請をした者(以下「申請者」という。)を給付対象者とし、当該イベントが現に上記期日までに実施された場合に給付する。

(給付額)

第6条 給付金の給付額は、申請者が購入したチケット1枚あたりの価格の2割相当分を上限とする。ただし、チケット1枚あたりの給付額は2,000円を上限とする。
なお、上限額に1円未満の端数がある場合は端数を切り捨てた額を上限とする。

(給付申請)

第7条 給付金の申請は、令和3年1月31日(予定)までに、事務局が定める方法により、申請者がチケット販売事業者等を通じて事務局に対し行うものとする。ただし、同日までに申請がなされなかった場合であっても、同日までに申請者がその申請に係る給付金につきチケット販売事業者等との間で受領委任契約を締結しており、かつ、同年2月28日までにチケット販売事業者等を通じて給付金の申請がなされたときに限り、同年1月31日に給付金の申請がなされたものとみなす。

- 2 前項の申請において、チケット販売事業者等は、次の各号に掲げる申請情報を事務局に提出しなければならない。
 - 一 チケット代金
 - 二 申請者の支払金額
 - 三 給付金申請額
 - 四 イベント名
 - 五 イベントの開催日時
 - 六 イベントの開催場所
 - 七 前各号に掲げる情報のほか申請者又はイベントに係る情報及び申請に係るイベントの実施の事実を確認するために必要な情報として事務局が指定するもの

(同意事項)

第8条 申請者は給付金の申請にあたって、規程等に従うことについて同意しなければならない。

なお、申請者が申請を行った場合は、規程等に従うことに同意したものとみなす。

(不給付要件)

第9条 給付金の申請が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請に係る給付金を給付しない。

一 申請に係るイベントが第5条に定める期日までに実施されなかった場合

二 事務局が定める方法により登録されたイベントに関する申請でない場合

三 事務局が定める方法により登録されたチケット販売事業者等を通じてチケットを購入し、かつ申請をしたものでない場合。

四 申請情報に事実と異なる情報が含まれる場合（ただし、故意によらない軽微な誤記等であり、相当期間内に正しい情報に修正されたものについては、事務局は本号に該当しないこととすることができる。）。

五 第10条第2項第1号及び第2号に定める受領委任契約及び受領再委任契約が締結されていない場合、その他給付にあたって必要となる契約の締結、権限の付与若しくは同意の取得等が行われていなかった場合又はこれらに不備があった場合。

六 申請に係るチケットの購入が取り消された場合又は主催者等若しくはチケット販売事業者等が申請に係るチケットを払い戻した場合。

七 新型コロナウイルス感染症の再流行、感染拡大等によりイベントの開催の自粛又は施設の使用制限等の要請が国又は都道府県から発出され、当該申請に係るイベントが要請の対象であるにもかかわらず、当該要請期間中に開催された場合（ただし、オンライン配信のみによるイベントを除く。）。

八 前号に掲げる場合の他、都道府県知事による当該都道府県内におけるイベントを本事業の適用対象外とする要請が事務局に対して行われた場合において、申請に係るイベントが、当該要請の対象期間内に当該都道府県で開催された場合（ただし、オンライン配信のみによるイベントに係る申請を除く。）。

九 前二号に掲げる場合の他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、別途経済産業省が期間及び地域を定めて、当該期間中、当該地域で開催されるイベント及び当該地域に居住する者を本事業の対象外とする決定をした場合において、当該期間中に開催されたイベントに係る当該地域に居住する申請者による申請（ただし、オンライン配信によるイベントに係る申請を除く。）又は当該期間中に当該地域で開催されたイベントに係る申請（ただし、当該地域内を開催場所とするオンライン配信のみによるイベントに係る申請を除く。）である場合。

十 不正受給の場合。

十一 不正転売目的でチケットを購入して申請を行った場合又は購入したチケットの不正転売を行った場合若しくは不正転売を試みた場合。

十二 規程等に違反した場合。

十三 前各号に掲げる場合の他、本事業の趣旨・目的に照らして適切でないと会計課長が判断する場合。

(給付金の給付)

第10条 給付金は、予算額の範囲内で、申請者からの申請で成立する贈与契約である。ただし、具体的な給付金額については、第6条に定める上限内で会計課長が次項第6号により決定する。また、申請が規程等に違反した場合又は不給付要件に該当することが判明した場合は、当該申請に係る契約は、申請者の同意を要することなく解除されるものとする。

2 給付金の給付は事務局を通じ、次の各号により行う。

一 申請者は、チケット販売事業者等との間で、チケット販売事業者等が、給付金を申請者の代理で受領し、給付決定額を申請者に支払う旨の受領委任契約（以下「受領委任契約」という。）を締結する。

なお、受領委任契約には、チケット販売事業者等が給付金の代理受領について事務局等の第三者に再委任（当該再委任者による再々委任等の数次にわたる再委任を含む。）する権限の付与を含むものとする。

二 申請者と受領委任契約を締結したチケット販売事業者等は、事務局との間で、受領委任契約に基づきチケット販売事業者等が申請者の代理で受領することとした給付金を、事務局がチケット販売事業者等の代理で受領し、給付決定額をチケット販売事業者等に支払う旨の受領再委任契約（以下「受領再委任契約」という。）を締結する。

三 会計課長は、給付金の支払いに当たり、チケット販売事業者等と受領再委任契約を締結した事務局に対して概算払を行う。概算払を行うにあたり、事務局は、チケット販売事業者等を通じて申請者から申請を受けた給付予定金額及びその内訳、並びに振込先の金融機関名等の情報を会計課長に報告する。その際、事務局は、申請者と受領委任契約を締結したチケット販売事業者等から再委任されて代理で受領する旨も併せて報告する。

四 チケット販売事業者等は、実績等を事務局に報告する。

五 事務局は、チケット販売事業者等から報告された実績等の適格性等の審査を行い、審査結果を会計課長に報告する。

六 会計課長は、事務局による実績等の適格性等の確認を踏まえ、申請者に対する給付金額を決定する。

七 事務局は、前号の決定が行われた後、受領再委任契約に基づき、給付決定額全額をチケット販売事業者等の銀行口座に速やかに振り込む。

八 事務局は、概算払の精算として、申請者と受領委任契約を締結したチケット販売事業者等への支払に要しなかった金額等を会計課長に報告の上返還等する。

3 事務局は、前項の経理を行うにあたっては、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、事業の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(給付要件の該当性等に疑義がある場合への対応)

第11条 申請情報や実績等に不審な点や不明な点がみられる場合や不正受給又は不正転売の可能性を把握した場合等、申請が不給付要件に該当することが疑われる場合は、以下の手順に従い対応が行われる。

一 会計課長又は事務局は、不給付要件に該当することが疑われる場合には調査を開始する。当該調査は会計課長が委任した者又は事務局が行うことを原則とする。当該調査において、調査を実施する者

は、申請者等に対して、申請や給付の正当性及び適格性等の判断に資する資料又は情報等の収集等に
必要な協力を要請することができ、申請者等はこれに応じなければならない。

なお、既に給付した給付金について調査を行う場合も同様とする。

二 事務局は、調査の結果、申請者の申請が不給付要件に該当することが判明した場合には、その旨を
会計課長に報告する。会計課長は、事務局の判断が正当であると認める場合は、当該申請者との間の
贈与契約を解除し、事務局は、会計課長の指示に従い、当該申請者等に対し、給付金に係る会計課長
との間の贈与契約の解除に伴い給付金を給付しない旨又は既に給付された給付金の返還を求める旨
の通知を行う。既に給付金が給付されている場合、申請者等は既に給付された給付金の全額を返還し
なければならない（ただし、不正受給又は不正転売の場合は、次項に従うものとする。）。

2 給付金の不正受給又は不正転売に該当することが判明した場合は、会計課長は、前項第2号に定め
る措置に加え、刑事告訴を含む、民事・刑事の法的手続の実行、その他必要な措置を行うことがある。
また、不正受給又は不正転売に該当することが給付金を給付した後に判明した場合、当該不正受給又は
不正転売を行った申請者等は、既に給付された給付金の全額に、これに対する給付金を不正に受給した
日の翌日から返還の日まで年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当
する額を加えた額の合計額を支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前項前段の場合、事務局は、不正の内容により、当該不正受給又は不正転
売を行った申請者等を刑事告発することがある。

4 事務局は、申請者等から返還を受けた給付金（第1項第2号又は第2項に基づき給付額に追加して
又は給付額とは別に支払われるべき金員を含む。）を、申請者等に代わって遅滞なく会計課長に返還す
る。

5 給付金は、事務局の審査を経て会計課長が給付額を決定する贈与契約であり、原則として民法（明治
29年法律第89号）が適用され、贈与契約の解除、給付決定の取消しについては、行政不服審査法
（昭和37年法律第160号）上の不服申立ての対象とならないが、不正受給又は不正転売による贈
与契約の解除等に対し、申請者から不服の申出があった場合は、適宜再調査を行うなど、必要な対応
を図る。

（本給付規程の変更等）

第12条 会計課長は、民法その他の法令に従い、本給付規程を変更できるものとし、会計課長が任意
に定めた効力発生日から変更後の本給付規程の効力が発生するものとする。